

JICA国内拠点施設のアスベスト含有調査業務請負契約

(公告/公示日：2018年2月6日および2018年2月21日/公告番号：国契-17-122)の質問に関し、以下の通り回答いたします。

| 通番 | 該当頁 | 項目 | 質問 | 回答 |
|------|------------|---|--|---|
| 1 | P22 | 第3経費に係る留意点 2. 入札金額内訳書の様式 表中の(D)直接経費 | 「(検体の定性及び定量分析) 数量95本」とあります。 定量分析は定性分析で 0.1%以上含有と判定された場合に行いますので、分析前では数量が確定できません。 定量分析を行うのであれば、暫定数量をお示しいただくか、もしくは、定性分析のみの数量95検体とされるかご回答をお願いします。 | 本業務の目的は基本情報としてアスベスト台帳の整備を行うことであることに鑑み、0.1%以上含有と判断された場合でも、定量分析までは行わないこととします。よって本業務ではアスベスト定性分析のみを行うこととしますので、入札金額内訳書の(D)直接経費の対象数量は定性分析の95検体分とさせていただきます。 |
| 2 | P22 | 2. 入札金額内訳書の様式 | (D)直接経費(検体の定性及び定量分析)と書かれておりますが、2018年2月21日質問の回答9では、分析方法はJIS A 1481-1によるアスベスト定性分析のみでよろしいでしょうかの回答にその通りですとされております。定性分析でアスベストが検出された場合定量分析は行うのでしょうか、行わずに定性分析で終了なのでしょうか。どちらでしょうか。 | 通番1のとおり、検査は「定性分析」のみとし「定量分析」は行わないものとします。 |
| 3 | P16 | 4. (2)②イ) 二次調査 | 2018年2月21日質問の回答7では、試料採取後の補修は表に現れているボード類については同様の非アスベスト製品で置換した上で非アスベスト塗料の塗布・・・等々ご回答いただいております。つまりは原状復帰(石膏ボードであれば、採取を行った部分を新しいものに張り替えるなど)を求められているように解釈できるのですが、そういうことだと、一旦現地調査で色や材質を確認してから同様の製品を調達となり、一度の訪問調査では済まないと考えられます。改めての訪問を行う前提で積算とさせていただきますよろしいでしょうか。また、非アスベストの同様の製品の準備費用は別途請求でよろしいでしょうか。 | 2018年2月21日の通番7. の回答を以下の通り訂正します。 基本的に検体採取後の再訪問は想定しておりませんので、以下の例のように工期や費用の掛からない必要最小限の工法による補修をお願い致します。必要資材は、各国内拠点の地域のホームセンター等で現地調達可能なものを想定しています。 (例)床シート→検体採取後、パテによる穴埋め 天井ボード→検体採取後、穴あき部分をカバープレートで隠す等 なお、その他具体的な補修方法に関しては、以下通番10.～19.の回答を参照ください。 |
| 6 | P20 | 7. 業務従事者の要員配置・業務量目録 | 業務従事者の資格として、建築物石綿含有建材調査者や石綿作業主任者のことはかかれておりますが、分析の資格については何も書かれておりません。(公社)日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術評価事業」により認定されるAランク認定分析技術者や(一社)日本環境分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修修了者」といった資格の者等の要件は必要ないのでしょうか。また、分析の一部または全部を外注に出すことは可能でしょうか。 | アスベスト分析の従事者は以下の2つのいずれかに該当することを条件とします。 1. 社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術の評価事業」により認定されるAランク又はBランクの認定分析技術者 2. 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修修了者」若しくは「アスベスト偏光顕微鏡インストラクター」である者 なお、分析の一部又は全部を外注すること(再委託)は可能です。 |
| 7 | 入札公告等の変更P2 | 3. (2) 資格確認申請・下見積書の提出期限 | 当初、3月12日正午までということで、当初期日必着で下見積書および資格確認申請書を郵送しております。こちらにつきましては、再質問の回答によって再度下見積書をお送りすることは可能でしょうか。 | 再度下見積書を提出することは可能です。 |
| 8 | P20 | 8. 積算方法 | 「16. のとおり」とありますが、16. についてお教え下さい。 | 『「第1 入札手続き」の13. のとおり』に訂正します。 |
| 9 | P16 | 4. (2) ②イ) 二次調査 | 補修については、労基署等に届け出が必要な工事となると別日での作業になるため、そのような補修は本業務想定外ということではよろしいでしょうか。 | 通番3. のとおり補修は必要最小限の工法としますので、労基署等に届け出が必要な内容の補修は想定していません。 |
| 10 | P16 | 4. (2) ②イ) 二次調査 | 吹付け材の補修は、採取箇所耐材材を詰め込み、飛散防止剤を散布する方法でよろしいでしょうか。 | ご提案頂いた方法で問題ありません。 |
| 11 | P16 | 4. (2) ②イ) 二次調査 | 塗装材・仕上材の補修は、採取箇所耐材材を塗り付けた上、同系色の塗料を塗布する方法でよろしいでしょうか。 | ご提案頂いた方法で問題ありません。 |
| 12 | P16 | 4. (2) ②イ) 二次調査 | 成型板の補修は、採取箇所耐材材をパテ等で埋め込む方法でよろしいでしょうか。 | ご提案頂いた方法で問題ありません。 |
| 13 | P16 | 4. (2) ②イ) 二次調査 | ビニル床タイル、シート類の補修は、採取箇所耐材材をパテなどで穴埋めし、同系色の塗料を塗布する方法でよろしいでしょうか。 | ご提案頂いた方法で問題ありません。 |
| 14 | P16 | 4. (2) ②イ) 二次調査 | 配管保温材の補修は、採取分をグラスウール等に取り換え、切込みを入れた布を接着剤等で固める方法でよろしいでしょうか。 | ご提案頂いた方法で問題ありません。 |
| 15 | P16 | 4. (2) ②イ) 二次調査 | 耐火被覆板、ケイ酸カルシウム板第2種の補修は、採取箇所耐材材を詰め込み、同系色の塗料を塗布する方法でよろしいでしょうか。 | ご提案頂いた方法で問題ありません。 |
| 16 | P16 | 4. (2) ②イ) 二次調査 | 配管ガスケット、ダクトパッキンの補修は、採取箇所耐材材を塗布する方法でよろしいでしょうか。 | 採取箇所をゴム材にて補修の後、飛散防止剤を塗布するようお願いいたします。 |
| 17 | P16 | 4. (2) ②イ) 二次調査 | 耐火二層管等セメント製品の補修は、採取箇所耐材材をパテ等で埋め込む方法でよろしいでしょうか。 | 採取箇所をセメント系のパテで埋め込むようお願いいたします。 |
| 18 | P16 | 4. (2) ②イ) 二次調査 | たわみ継手の補修は、ダクトに横穴を開けるため、空気の漏れ込みのおそれがあります。布等を接着して貼りあわせたとしても、フレキシブルに稼働する部分であるため、補修が剥がれる可能性があります。そのため、アスベスト含有を最小とすることでよろしいでしょうか。 | アスベスト含有を最小とすることはできません。なお、検体採取箇所の補修は(布等を接着して張り合わせるのではなく)FRPを用いてください。 |
| 19 | P16 | 4. (2) ②イ) 二次調査 | アスファルト防水の補修は、漏水のおそれがあります。漏水のおそれがある場合には、アスベスト含有を最小とすることでよろしいでしょうか。 | アスベスト含有を最小とすることはできません。なお、検体採取量を最小限とし、防水層を貫通しないよう採取してください。また採取箇所の補修はアスファルトとの親和性の高い防水材を用いてください。 |
| 追加質問 | P16 | 4. (2) ②イ) 二次調査 | アスベストの補修につきまして、3/20の回答の10番～19番において、現況復旧に近い内容の補修方法が記載されておりますが、2/21の7番の質問のとおり、簡易補修で問題ないとの理解でよろしいでしょうか。 | 2018年2月21日の通番7. の質問への回答については、本回答書の通番3. の回答の通りです。3/20の回答10～19に示された補修方法は①機能回復を主目的とする点、②補修範囲をあくまで試料採取した箇所とその周縁部に限定している点で、簡易補修としています。「現状復旧」には、例えば美観回復のため壁面区画の全面塗り直し等が含まれますが、今回はそこまでは求めません。 |